様 式 編

1 情報収集・報告

1 - 1

	気象	警報等受理	票					
数起处力		発 令		年	月	日	時	分
警報等名		解除		年	月	日	時	分
発信者名		受信		年	月	日	時	分
受信者名		時 刻						
本 文								
措置								
	伝 達	時 刻	備			考		
	日	時 分						

1 – 2

被害状況調査報告(第 次調査)

調	查	隊	員	名														
調	查	地	区	名				報	告	の	時	限			月	日	時	分
報		告		者				受		信		者						
	項		目		件数	摘	要)	項		目		件数	拵	商		要	į
人	死			者					全			壊						
的	行	方	不	明				非	半			壊						
被	重			傷				非住家被害	_	部	破	損						
害	軽			傷				害	床	上	浸	水						
	全	棟		数					床	下	浸	水						
		世	帯	数				農	曲			地	ha					
	壊	人		員				辰	農			地						
	半	棟		数				業	#	1	Æ-	H-f-m	ha					
住		世	帯	数				被	農	1	乍	物						
	壊	人		員					7		D	/ı.la						
家	_	棟		数				害	そ	C	り	他						
	部破損	世	帯	数				林	طط			, , , ,						
被	損	人		員				林業被害	林			道						
	床	棟		数				害	そ	C	り	他						
害	床上浸水	世	帯	数					24			n /						
	永	人		員				土	道			路						
	床	棟		数				木										
	床下浸水	世	帯	数				被害	河			Ш						
	水	人		員				占	橋			梁						

7.0	 の他	(特記)	報告事項
※ 本報告書は次の調査隊に引き継ぎ、 るとともに新たな被害場所の発見に多			だにおいては被害場所とその後の状況を調査す

1 – 3

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

			災	害		情	報					
	報 告 日 時	月	日	時現	在	発受	信日時		月	日	時	分
(糸	発 信 機 関 総合振興局又は振 局・市町村名等)					受信 (総合振! !局・市!						
	発 信 者 (職・氏名)						信 者 氏名)	•				
	発生場所				I	(1)/						
	発生日時	月	日	時	分	災害の	の原因					
	雨量				<u> </u>							
気象	河川水位											
気象等の	潮位波高											
状況	風速											
	その他											
	道 路											
ライ	鉄道											
ライフライン	電話											
- ン関係の	水 道 (飲料水)											
状況	電気											
	その他											
	(害対策本部等の	(名 称 (設置日時		月		日	時	分設置				
設情	置状況	(名 称 (設置日時		月		日	時	分設置				
		地区名	7		被害	東数		罹災世帯		罹災	5人数	
	(害救助法の適用											
状剂	况	(救助実施	内容)									

			1.1	<i>h</i>	767 TPN 113	r \101		n-L
			地区	名	避難場所	人数	日	時
		自主避難						
応	(3)避難の 状況	避難勧告						
急		避難指示						
措置の	(4)自衛隊 派遣要請 の状況							
状況	(5)その他 措置の状 況							
			(ア)出動丿	員		(イ)主な活動状	況	
		Ī			名			
	(6)応急対		消防職員		名			
	策出動人 員		消防団員		名			
		その	つ他(住民等)		名			
			計		名			
	その他	(今	、後の見通し等	<u> </u>				

注)欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告(速報 中間 最終)

					100					1 111 日文小八			月	月	時到	見在
	災	害発	生日時		F		時 分			災害の原因			71	H	4.2	71111
			生場所				• /•			710 1 7710						
発			<u>市町村)</u> 名	,				受		機関(市町村)	名					
光			・氏名					又		職・氏名						
信			信日時		F	月	時 分	信		受信日時			月	日	時	分
			[目		件数等		を額(千円)			項目		件数等		害金額		
	歹		者	人	11.33.4		の氏名、			河川	箇所	11.33.4	12.4			
(<u>1</u>)		う方		人			年令、原		道	海岸	箇所					
①人的被害			傷	人			補足資料		坦	砂防設備	箇所					
被	車		傷	人		で報告	.		_	地すべり	箇所					
善!		計		人				(5)	エ	急傾斜地	箇所					
				棟				⑤ 土		道路	箇所					
	至	È	壊	世帯					事	橋梁	箇所					
				人						小 計	箇所					
				棟				木	市	河川	箇所					
② 住	늭	<u> </u>	壊	世帯					町	道路	箇所					
1土				人					村工	橋梁	箇所					
				棟				被	事	小 計	箇所					
	_	一部積	波損	世帯						港湾	箇所					
家				人						漁港	箇所					
				棟				害		下水道	箇所					
被	Þ	上海		世帯						公 園	箇所					
1992				人						崖くずれ	箇所					
				棟												
害	Þ	ド下?	 	世帯						計	箇所					
				人					漁	沈没流出	隻					
				棟						破 損	隻					
		計	•	世帯				6	船	計	隻					
				人				水		漁港施設	箇所					
(3)	全壊		共建物	棟				産		共同利用施設	箇所					
③非住家被害	土奴		その他	棟				被		その他施設	箇所					
住宏	半壊		共建物	棟				197		漁具 (網)	件					
被	1 300		その他	棟				害		水産製品	件					
害	計		共建物	棟						その他	件					
	н	,	その他	棟					ı	計						
		田	流失·埋 没等	ha					道	林 地	箇所					
	農地		浸冠水 流失·埋	ha]_	Æ	治山施設	箇所					
④ 農		畑	没等	ha				⑦ 林	有	林 道	箇所					
			浸冠水	ha					1.1.	林 産 物	箇所					
業	農作		田	ha				業	林	その他	箇所					
	物		畑	ha						小 計	箇所					
被			施設	箇所				被		林地	箇所					
1//			用施設	箇所				1/2	<u>—</u>	治山施設	箇所					
害		農力		箇所				害	般民	林道	箇所					
古		育産社		箇所				芦	民有林	林産物	箇所					
		その	他	箇所				-	林	その他	箇所					
								-	<u> </u>	小 計	箇所					
		計	•							計	箇所					

]	頁 目		件数等	被害金額(千円)		項		目	件数等	被害金額(千円])
8		水 道	箇所			①社	土会教育	施設被	害箇層	ŕ		
衛	病院	公 立	箇所				土会福	公 5	と 箇月	ŕ		
	院	個 人	箇所				拖設等	法)) 箇月	Í		
生	清排	一般廃棄物処理	箇所			被智		計	箇月	ŕ		
被	施記	し尿処理	箇所				鉄	道不通	箇月	Í	_	
#		火 葬 場	箇所				鉄	道施設	箇月	Í		
害		計	箇所			13	被害船舶	伯(漁船除				
⑨ 商		商業	件			ぞ	空	港	箇月	Í		
商		工業	件				水	道	戸		_	
工被害		その他	件			Ø	電	話	回剎	Ŕ	_	
		計	件				電	気	戸		_	
	公	小 学 校	箇所			lı.bı	ガ	ス	戸		_	
立		中 学 校	箇所			他	ブロ	ック塀等			_	
教力		高 校	箇所				都	市施設	箇月	Í		
設礼	波	その他文教施設	箇所					計		_		
害		計	箇所					被害	総額			
公	共施	設被害市町村数	団体			火	災	車 物				
	罹	星災世帯数	世帯					立 険 物	件			
	罹	星災者数	人			発/	生しる	この他	件			
消[坊耶	員出動延人数	人			消	防団員と	出動延人	.数 人			
		道(総合振興	見局・打	辰興局)								
災害		111 [11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							記	と	廃止日時	
本剖		没									7 - 7	
置状	沈											
災害	救	功							1		•	
法通												
町村												

補足資料 (※別葉で報告)

- ○災害発生場所
- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○人的被害(個人の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意
- ○応急対策の状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況 ほか

1-5 被害の判断基準

	被害区分	判 断 基 準
	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
① 人 的	災 害 関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
被	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
害	重傷者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの。)を問わず全てを住家とする。
家被	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。

	被害区分	判 断 基 準
② 住	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
家	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間 (24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間 (24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、 産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び 農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。

	被害区分	判 断 基 準
<u>4</u> 典	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、 育苗施設等の被害をいう。
④農業被	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
害	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)草地畜産物等をいう。
	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため 防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑤ 土	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
木	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の 損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
害	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を 形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植 栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設 けられたもの。
6	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損 として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
水	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
産被	共同利用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
生	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む。)所有のものをいう。
害	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

	被害区分	判 断 基 準
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
7	治山施設	既設の治山施設等をいう。
⑦林業被害	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
悠害	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等 をいう。
	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水 施設をいう。
8	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
⑧衛生被害	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商	商業	商品、原材料等をいう。
	害 工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
_	公立文教施設 安害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、 幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
	上会教育施設 按害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
①社	\ 社会福祉施設 萨被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
13)	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
① そ	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
0	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
他	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をい う。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

従事命令等 2

2 - 1

事 뭉 従 第

> 公 用 令 書

> > 住所 氏名

従事

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり

を命ずる。

協力

年 月 日

処分権者

囙

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備考	

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異
- は、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をして6月以内に、北海道は、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は旭川地方裁判所)に 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して 6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが できなくなります。

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

2 - 2

保 管 뭉 第

> 用 令 書 公

> > 住所 氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備	考

- 教 示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異
- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起鼻して60日以内に、北海追知事に集議申立て(審査請求)をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は旭川地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが できなくなります。

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

管 理 第 号

> 用 令 公 書

> > 住所 氏名

管理 土地 する。 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 使用 家屋 を 施設 収用

物資

年 月 日

処分権者

印

名	称	数	量	所在場所	範	囲	期	間	引渡月日	引渡場所	備	考

教 示

用紙は、日本産業規格A5とする。 (備考)

2 - 4

変 뭉 更 第

公用変更令書

住所 氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を次の とおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者

印

変更した処分の内容

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異 議申立て(審査請求)をすることができます。

² この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は旭川地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して 6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが できなくなります。

教 示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異

この処分について小版がある物口には、このたのがあったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたとき 議申立て(審査請求)をすることができます。 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたとき は、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は旭川地方裁判所)に 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して 6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが できなくなります

取 消 第 号

公 用 取 消 令 書

住所 氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年月日第一号)にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者

印

[利尻町防災]

3 避難収容

3 - 1

避難者個別カード

ノ	所時記入]					<u>ù</u>	壁難 戸	斤名	
_	ふりがな 帯代表者指2 所年月日	名	月	日		住 所				
	1)がな 名	年齢	性別	職業等	電話番号				
		<u>- 7</u> Н				所属自治会	:名			
						家屋の 被害状況	I		裏・一部損: 停電・電話	
							氏	名		
家族						親戚などの 連絡先	住	所		
							電話	番号		
					持病、食物ア 別な配慮が必 その内容を下析	要な事	項等	があれば、	お名前と	
*			更があっ	oた場合に	は、そのネ	都度お申し出く	ださい	, \ ₀		
卫	<u>退所時記入</u> 退所	<u>」</u> 年月日			年	 月	日		 時	分
	転出先	住 所電話番号								
ſ	帯 考									
	在所	の状況		要	配慮者の	状況			避難者台韓	長番号
	□ 避難所(□ 在宅で:□ 車中泊	こ入所 ナービス受令		祉避難月 □要	所への移動 [動 □不要				

避難者台帳

避難所名

番号	入所日	退所日	(ふりがな) 名 前 世帯の代表者	住所	電話番号 (連絡が取れる 番号)	世帯の 人数(記 入者も 含む)	家族の中に配慮が 必要な方がいるか (介護・障害・アレ ルギーなど)	車中泊の有無	安否確認への回答 (外部から照会の際、 住所・氏名を提供)
	月 日	月 日					いる・いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる・いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる・いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる・いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる・いない	有·無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる・いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる・いない	有·無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる・いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月日	月日					いる・いない	有・無	希望する・ 希望しない

物資受払簿

避難所名

	台帳番	号	品 名		サイズ・丼	規格など		備	考
年	月	日	受入元	払と	出先(避難者等)	受入数	払出数	残 数	備考

[※] 受入・払出、それぞれ1件ごとに1行使用する。

3 - 4

避難所設置及び収容状況

避難所の 名 称	所	在	種	別	開設	時期	実人員	開設 日数	延人員	備	考
					月	日から	人	日間	人		
					月	日まで					
					月	日から					
					月	日まで					
					月	日から					
					月	日まで					
					月	日から					
					月	日まで					
					月	日から					
					月	日まで					
			既存建	物							
			野外仮	:設							

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 - 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

4 交通・輸送

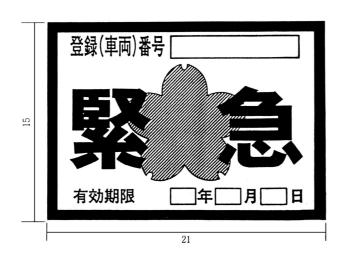
4 - 1

第	ュ,			_		-			_,						年	月	目
			緊	急	通	行	車	両	確	認	証	明	書		知 公安	· 李員会	事 印 印
番号標に表ている番号		h															
車両の用途 輸送を行う あっては、 員又は品名	を 車両 輸送	2															
使 田 耂	住 〕	折											()		局	番
使用者	氏	名															
通行	日日	诗															
译 仁	φ Δ 1	1ケ		出		発	地						目	台	Ó	地	
通行	経	路															
備	į	考								•							

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。 証明書は当該車両に備え付けるものとする。

4 - 2

緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。 標章は運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

輸送認録簿

市町村名

					借	上	等		修		繕				
輸月	送 日	目	的	輸送区間 (距離)	使 車両	使 用 車両等		故障	車両等	修繕	修繕	故障	燃料	実支出額	備
<i>H</i>	Д				種類	台数	金額	名称 番号	所有者 氏 名	月日	費	概要	費	額	考
							円						円	円	
^^/				·/////////////////////////////////////		^^^					^^^^				^ ^ ^

			^////	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<i>/</i> ////	^////	/\\\\	/ ///	///
計									

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。
 - 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 - 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 - 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 - 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

5 救援物資の給与・貸与

5 - 1

世帯構成員別被害状況

年 月 日

被害別		世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10 人以上世帯	≅ †	小学生	中学生
全	壊	(焼)													
流		失													
半	壊	(焼)									·				
床	上	浸 水													

5 - 2

物資購入(配分)計画表

			1	人	世	帯	2	人	世	帯	3		-	帯	3 3		言	+		備考
		世	(1	ま準 額	須)	円	(1	ま準 額	頁)	円	(1	ま準 額	頁)	円	}					
		世帯区分	数	世	所	金	数	世#	所	金	数	世	所	金		数	世#	所	金	
品組名	単 価 へ	<i>)</i> •	量	世帯数	所要数	額	量	世帯数	所要数	額	量	世帯数	所要数	額		量	世帯数	所要数	額	
	, ,,,,,													· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
計														<) } } }					
														<	} }					

- (注) 1 本表は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 - 2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 - 3 各品目ごとの「備考」欄に、都道府県調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

救助の種目別物資受払状況

市町村名	

救助の種目別	年月日	品 名	単位呼称	摘要	受	払	残	備	考
避難所用									
炊き出しその他によ る 食 品 給 与 用									
給水用機械器具燃料 浄 水 用 薬 品 資 材									
被服 • 寝 具 等									
医薬品衛生材料									
被災者救出用機械器 具 燃 料									
燃料及び消耗品									

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 - 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 - 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び町調達分がある場合には、それぞれ の別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 - 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

物資給与及び受領簿

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏 名 印

給与年月日	П	名	数量	備	考	給与年月日	品品	名	数量	備	考

6 医療救護

6 - 1

救 急 状 況 調 書

取扱者

No.	氏名	年齢	性別	住所	電話番号	トリアージ 区 分	トリアージ 月 日 時 刻	トリアージ 実 施 機 関 実 施 者 名	搬 送 機関名	収 容 医 療 機関名
	*****		****	*****	****	*********	*********	*******	******	*******

6-2

記 錄 集 計 表

					死	亡						
区		分		性別	現場	医療機関	重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
					人	人	人	人	人	人		
				男								
,												
£	F	月	日									
				女								
B	寺	分明	社在									
				計								

* 傷病者の救出及び救急状況の記録用

水防活動実施報告書

自 年 月至 年 月

(市町村)

			水防	活動	使	用 資 材	費	
[玄	分	団体数	活動延 人 員	主要資材	その他資材	<u>≅</u> †	備 考
水防前	が管理団 回	体分 						
	月	分	()					
	月	分	()					
	月	分	()					
小		計						
累		計						

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 3 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用種類を記入すること。
- 4 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

8 災害救助費

8 - 1

救助費概算払申請書

 文書
 番号

 年月日

宗谷総合振興局長

様

利尻町長

印

災害救助法施行細則第39条の2第2項の規定により、救助費の概算払を受けたいので関係書類を添え申請します。

記

- 1 災害名
- 2災害発生年月日年月日3災害救助法適用年月日年月日
- 4 概算払申請額
- 5 救助費算出内訳 (別紙のとおり)

8 – 2

救助費算出内訳

種目別区分	員 数	基準単価 金 額	備考
		円円	
避 難 所 設 置 費	延人		
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸		
炊き出しその他による食品給与費	延人		
飲料水供給費	延人		
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	延人		
医療及び助産費	延人		
災害にかかった者の救出費	人		
住 宅 の 応 急 修 理 費	世帯		
学 用 品 の 給 与 費			
小 学 校 児 童	人		
中 学 校 生 徒	人		
埋 費			
大人	体		
小 人	体		
遺体の捜索費	体		
遺体の処理費	体		
障 害 物 の 除 去 費	世帯		
輸送費			
賃 金 職 員 等 雇 上 費	延人		
合 計			

9 ヘリコプター運航要請

9 - 1

(第 報)

北海道消防防災へリコプター緊急運航伝達票

要請日時:	年	月	日	時	分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

						要請機	関名					
						担当者職	氏名					
					<u> </u>	連絡		TEL		FAX		
{ }}	覚	知		年		日			分			
災害の状況	災害発生			 年		日			 分			
0	災害発生				71	Н	L/1		<i>J</i> 3			
状	災 害											
7九												
・派遣理由	災害発生											
遣	状 沙	忙										
理	• L# === .15 \range	,										
	措置状況					7			1			
	豊を必要					希	望す					
	する区域					活	動内	容				
気	象の状態	己										
		離	着陸場名									
離	着陸場	易		(照明	、田マー	ク、吹き	流し、	離着陸	幸場周辺の	状況(陸	章害物等	等) ほ
\mathcal{O}	状 沙	兄 特	記事項	カュ)								
						現州	での資	機材				
il Xi	要とする	5					· ·状況	(DX/1/1				
資	機構					中田八						
只	1)% 1/	,				特	記事	項				
作.	病 者 0	2				歩셛	自動車	性の				
搬	光					手		デザン C R				
		_	アトを	f dŧ)、	ナルフ +		配状	(<i>1)</i> L				
	幾関の応援		に応援り									
状			場付近で	活動 甲	り肌空機	の状況	/ mat.t.	- 1.1				
	地最高		機関名)				(職・	氏名)				
指	揮者											
	泉連絡方法	_							(居]波数)		Hz
)他参考と	l l										
な	る事項	頁										
	所 属	職	氏	名	年齢	所 属	職	氏	名	年齢	備	考
搭												
Æ			+					+				
乗			ļ					1				
者												
1	l l	i e	1			1	•					

9 – 2

(様式第1号)

			救急	急患者の	の緊急	搬送情	報伝	達票		第		報	
要請日時					年	月		日	時	分			
1 要請市町村名						電話				FAX			
担当課・職・氏名						職名				氏名	}		
2 依頼病院名						•				電話	1		
所在地										FAX	i		
担当医師名・科名						, ! !		科	担当詞	果氏名			
3 受入病院名										電話			
所在地				FAX						FAX	:		
担当医師名・科名								科	直通内	線電話			
受入病院の了	承:□	有 口	無			I							
4 患者氏名(ふりが	な)			生年	月日			年	月	日			歳
				体	重	{ !		kg	□男	□女	職業		
住 所										感染	た症:□	無 口 有	
病名							, ! !	口入图	完中 🗆	外来:	月	日	
:								血圧	;	mmHg	脈拍	囯/	/分
経 過								呼吸	 !	回/分	体温		$^{\circ}\!$
								意識し	べル(JC	S) :	1		
航空機による搬送が必要な □ 緊急性 □ 搬送時間短縮 □ 搬送安定性 □ その他(理由 :))		
気圧変化: □ 影	響なし	,	影響有	 ່ ທ									
5 受入病院選定理由 □ ①高次・専門医療 □ ②その他(具体的)	機関での			.め			(治療内容:)))
6 付添搭乗者		氏 名		性別	年	齢	体	重	<u>;</u>	۲	そ の f	也	
医師						歳	. :	kg	- 				
看護師				L		. 歳		kg	<u></u>				
付添人				<u>.</u>		歳	\ ! !	kg	続柄:				
医師・看護師の所属病	 i院 :	□ 依	 頼病院	ـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	受入病院	· 完	<u>.</u>	の他病院	- ' 名 ()	
7 運航上の必要事項		りに積載	する医療	資機材等	ž								
資機材名	有	数量	総重	重量	要電	電源	 ! !			特記事項	=====		
①点滴		; ! !		kg]		輸液ポンプ	プあり				
②シリンジポンプ		(! !		kg			<u></u>						
③酸素ボンベ		/ ! !		kg]		80 以上(· (サイズ :	×	(cm))		
④モニター類		¦ !	}	kg]	<u> </u>	 心電図		その他()	
⑤保育器		{ !		kg]	サイン	ズ: W	×I	 ,	\times H	(cm)	
⑥人工呼吸器		 !		kg]	サイン	ズ:W	×I	 ,	\times H	(cm)	
⑦救急パック				kg			; :						
⑧その他()		{· ! !		kg]	• ! !						
引継場所	依頼病	 院:					メモ						
(現地離着陸場)	受入病	院:					, , ,						

市町村はNo. $1\sim$ No. 7の項目を記載の上、要請すること。No. 4 に経過記入しきれない場合は、別紙送付

救急患者の緊急搬送処理票

(北海道防災航空室)

									(11	1.年1月1979	災 机空至)
※確認事項 気 象・」	- 珠空湖	生・着陸地((管制・(CAB	空港協	:設)・	救急車(現地・	到着	*地)・絲	油
		3 113	(Д 71-3	年			日	時		分	
7 フライ	下决定	運航機	関名				機	種			
8 ヘリコフ	プター等	拳のフライト	決定通知	: II							
防災	災航空室	をから市町村	<u> </u>		年	月	日		時	分	}
【伝	達方法	; 電話	(伝達先	氏名)	•	FAX	1
9 ヘリコラ	プター等	算 のフライト	情報の伝	云達							
◎総括管理	埋者(阝	坊災消防課)	(電話	舌伝達気	先氏名)		≪Tel ≪Fax			EX	22-561》 》
◎支		庁	(電話	舌伝達的	先氏名)						
◎道 警	察航	空隊	(電話	舌伝達気	先氏名)		≪Fax		0121		» »
◎札 幌 氵	肖防船	立空 隊	(電話	舌伝達兒	先氏名)			784- 784-			<u>»</u> »
◎陸 上 自 運炉		総 監 部 運用班	(電話	(電話伝達先氏名)							X 2613⟩ X 2803⟩
◎航空自衛			(電話	(電話伝達先氏名)			≪Te1	0123	-23-3	3101 EX	
◎第一管 [救冀	区海上仍 難課	R安本部	(電話	舌伝達兒	先氏名)			0134 0134			<u>»</u> »
10 ヘリコフ	プター等	等の発着時刻									
			急 車				~ У		プ	-	
	場	所	時	刻	ĺ l	- 場	- //	Ť	(3		刻
						(丘玢	木)		(多	È)	:
現	(病院等	争)	(発)	·:		(給泡	由)		(え (済	71.	:
地	(〜リオ	ドート)	(着)	·····		(現均	也)		(渚		<u>.</u> :
目的一	(〜リカ	ドート)	(発)	:		(現均	也)		(多	<u>Ě)</u>	:
的 地	(病院等	等)	(着)	:		(目的	勺地)		(渚	章)	:
				-		時刻:	: 上段 • =ੋ	予定時	刻、	下段・実	時刻
メモ											

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載する。

様式第2号

年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

氏名

(I)

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機(はまなす2号)に搭乗することになりましたので、 次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任をもって処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

10 自衛隊災害派遣要請

10 - 1

 第
 号

 年
 月

 日

宗谷総合振興局長様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項
 - ※ 連絡責任者(所属課・係、職名、氏名)及び連絡先を必ず明記のこと。

10 - 2

第 号 年 月 日

宗谷総合振興局長様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け(要請文書番号)をもって要請を依頼した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。

記

撤収日時 年 月 日と 時 分